

所得の種類と概要

所得の種類	所得の内容	所得金額の計算方法
事業所得	製造業、飲食業、サービス業、農作物の生産などから生じる所得	収入金額－必要経費
不動産所得	地代、家賃、駐車場の貸付などによる所得	収入金額－必要経費
利子所得	公債、社債、預貯金などの利子	収入金額
配当所得	株式や出資金などの配当	収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子
給与所得	給与、賃金、賞与など	収入金額－給与所得控除額または特定支出控除額
雑所得	公的年金等	収入金額－公的年金等控除額
	他の所得に当てはまらない所得	収入金額－必要経費
一時所得	賞金、生命保険の一時金など	(収入金額－必要経費－特別控除額)×1/2
総合譲渡所得	分離譲渡以外の資産の譲渡	収入金額－資産の取得費などの経費－特別控除額
分離譲渡所得	土地などの資産の譲渡	収入金額－資産の取得費などの経費－特別控除額
株式等の譲渡所得	株式等有価証券の譲渡	収入金額－必要経費
先物取引	先物取引商品の決済など	収入金額－必要経費
山林所得	山林の伐採または譲渡による所得	収入金額－必要経費－特別控除額
退職所得	退職金、一時恩給など	(収入金額－退職所得控除額)×1/2

※個人住民税は、前年中の所得を基準として計算します。

○非課税所得

次のような所得は、収入金額の多寡にかかわらず非課税所得として区分され、個人住民税の課税対象となりません。

【代表的な非課税所得】

- ・ 給与所得者の出張旅費、通勤手当(通勤手当は月額最高15万円まで)
- ・ 遺族年金、障害年金
- ・ 損害保険料、障害賠償金、慰謝料など
- ・ 雇用保険の失業給付
- ・ 児童手当、児童扶養手当

○給与所得の計算

給与所得については、必要経費に代わるものとして給与所得控除額を収入金額から差し引くことになっています。
給与所得金額は、下記の表から求めることができます。

給与等の収入金額の合計 = A

Aの金額	給与所得の金額 = C				
～ 550,999円	0円				
551,000円 ～ 1,618,999円	A - 550,000円				
1,619,000円 ～ 1,619,999円	1,069,000円				
1,620,000円 ～ 1,621,999円	1,070,000円				
1,622,000円 ～ 1,623,999円	1,072,000円				
1,624,000円 ～ 1,627,999円	1,074,000円				
1,628,000円 ～ 1,799,999円	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;"> $A \div 4 = B$ ※Bは千円未満切り捨て </td> <td>$B \times 2.4 + 100,000$円</td> </tr> <tr> <td>$B \times 2.8 - 80,000$円</td> </tr> <tr> <td>$B \times 3.2 - 440,000$円</td> </tr> </table>	$A \div 4 = B$ ※Bは千円未満切り捨て	$B \times 2.4 + 100,000$ 円	$B \times 2.8 - 80,000$ 円	$B \times 3.2 - 440,000$ 円
$A \div 4 = B$ ※Bは千円未満切り捨て			$B \times 2.4 + 100,000$ 円		
			$B \times 2.8 - 80,000$ 円		
	$B \times 3.2 - 440,000$ 円				
1,800,000円 ～ 3,599,999円					
3,600,000円 ～ 6,599,999円					
6,600,000円 ～ 8,499,999円	$A \times 0.9 - 1,100,000$ 円				
8,500,000円 ～	$A - 1,950,000$ 円				

※所得金額調整控除①

Aが850万円超で、次の㉗～㉑のどれか一つでも該当する方は、下記の計算式で算出した控除額(最大15万円)をCから差し引きます。

【適用要件】

- ㉗ 自分が特別障害者
- ㉘ 23歳未満の扶養親族がいる
- ㉙ 特別障害者である同一生計配偶者がいる
- ㉑ 特別障害者である扶養親族がいる

【控除額計算式】(最大15万円)

$$(A - 850\text{万円}) \times 10\%$$

※所得金額調整控除②

給与と公的年金等の両方の所得がある方は、下記の計算式で算出した控除額(最大10万円)をC(所得金額調整控除①)の適用がある場合は適用後の金額)から差し引きます。

【控除額計算式】(最大10万円)

$$C(\text{所得金額調整控除①の適用がある場合は適用後の金額})(\text{注1}) + \text{公的年金等の所得金額}(\text{注2}) - 10\text{万円}$$

注1) Cの金額が10万円を超える場合は、10万円です計算します。

注2) 公的年金等の所得金額が10万円を超える場合は、10万円です計算します。

○公的年金等の所得の計算

公的年金等の所得については、収入金額から公的年金等控除額を差し引いたものが所得となります。
公的年金等の所得金額は、下記の表から求めることができます。

公的年金等の収入金額の合計 = α

65歳未満の方			
α の金額	公的年金等以外の所得の合計所得が		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
～ 1,299,999円	α - 600,000円	α - 500,000円	α - 400,000円
1,300,000円 ～ 4,099,999円	$\alpha \times 0.75$ - 275,000円	$\alpha \times 0.75$ - 175,000円	$\alpha \times 0.75$ - 75,000円
4,100,000円 ～ 7,699,999円	$\alpha \times 0.85$ - 685,000円	$\alpha \times 0.85$ - 585,000円	$\alpha \times 0.85$ - 485,000円
7,700,000円 ～ 9,999,999円	$\alpha \times 0.95$ - 1,455,000円	$\alpha \times 0.95$ - 1,355,000円	$\alpha \times 0.95$ - 1,255,000円
10,000,000円 ～	α - 1,955,000円	α - 1,855,000円	α - 1,755,000円

65歳以上の方			
α の金額	公的年金等以外の所得の合計所得が		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
～ 3,299,999円	α - 1,100,000円	α - 1,000,000円	α - 900,000円
3,300,000円 ～ 4,099,999円	$\alpha \times 0.75$ - 275,000円	$\alpha \times 0.75$ - 175,000円	$\alpha \times 0.75$ - 75,000円
4,100,000円 ～ 7,699,999円	$\alpha \times 0.85$ - 685,000円	$\alpha \times 0.85$ - 585,000円	$\alpha \times 0.85$ - 485,000円
7,700,000円 ～ 9,999,999円	$\alpha \times 0.95$ - 1,455,000円	$\alpha \times 0.95$ - 1,355,000円	$\alpha \times 0.95$ - 1,255,000円
10,000,000円 ～	α - 1,955,000円	α - 1,855,000円	α - 1,755,000円